

小畑委員資料

第4回再犯防止推進計画等検討会検討テーマ・意見

(29・5・31～小畑輝海メモ)

1 学校等と連携した修学支援の実施等(13条)

○ 非行少年等に対する支援

(1) 更生保護施設・両全会(定員20名)の現状と方策

当会は、少年院からの仮退院・家庭裁判所からの補導委託・更生緊急保護で女子少年を保護することがある。殆どの者が就労し、自立、親元へ帰ること等を目指すことになる。

当会の在会期間が平均4カ月程度と短いところから生活指導、就労支援以外の処遇体制は中長期の修学支援を行う体制を含め十分でない。

かつて、補導委託の女子少年を保護し通信制高校に通学支援したことがある。めったにない事例であったため、他の在会者との関係で本人の修学環境をいかに整えるか、また、関係の学校、教育委員会等の関係機関についても更生保護施設について殆ど知識がない等の問題があり苦労したことがある。

多様な対象者に合わせた効果的な処遇体制を構築し再犯防止効果を上げるため更生保護施設を活用してもらいたい。既に、第3回検討会で述べたように更生保護施設在会期間を対象者によっては、1年程度保護できるよう保護期間の延長が出来る更生保護施設の体制強化が必要であり、そのための職員・予算の充実が望まれる。

(2) 少年院の修学支援体制の強化が必要

① 少年院では、義務教育を修了していない在院者等に教科指導を行い、学校教育法に定める“準ずる教育”として児童の在籍校の卒業証書を取得できる仕組みとしている。

一方、児童福祉法に基づく児童自立支援施設(2013年4月現在)は、総数58施設で、47施設に分校が付設されており、準ずる教育でなく、まさに義務教育を実施していると言える。

このことから、少年院でも分校の付設が望ましい。

② 義務教育終了後の高等教育や専修学校等への復学あるいは通学等の可能性については、

少年院法第39条において、

「矯正教育は、…少年院の外の適当な場所で行うことができる。」

と規定しており、さらに

同法第40条では、

「学校の長…その他適当とみとめる者に委嘱…」

出来るとしており、学校関係等と連携した教育が実施出来る法的な裏づけが出来ており、実施に向けた教育委員会あるいは学校長との関係構築を行う必要がある。

一般の学校教育に関しては、地域の教育委員会及び市町村の地方自治体の協力が必要であり、再犯防止等の推進に関する法律の円滑な社会定着への有効な施策の一つになるものと思料する。

(3) 多摩少年院を視察して

多摩少年院在院者は、中卒者・高卒中退者が合わせて7割を超えている実情がある。

中卒者・高校中退者の高校への進学・復学、あるいは、少年院在院中における高校卒業程度認定試験の受験・合格が、少年の将来の可能性を大きく広げるのではないか。

また、少年にかかわらず、受刑者の中にも、高校卒業程度認定試験を受験・合格することで、就労の可能性が広がって行く者がいるのではないか。

2 効果的な指導の実施等（第11条、第21条）

○ 特性に応じた指導及び支援等

- (1) 矯正施設のグループワーク中心のプログラムに個別的指導をいかに入れていくか配慮が必要

矯正施設における改善指導については、主として犯罪内容ごとに特化した特別改善指導プログラムと、一般改善指導プログラムが体系的及び計画的に実施されている。

しかし、犯罪に至った経緯や個別的な事情等の問題性に応じた指導処遇が必ずしも十分に出来ていないのではないか。これを解決するにはカウンセリング技術と多くのマンパワーが必要になる。地域の民間協力の方々の活用等の体制整備が必要であるが、まずは、特別改善指導のグループワークを中心としたプログラムに個別の問題性に応じた指導を加え効果検証ができないか。

また、例えば、再犯を繰り返す受刑者について、犯罪内容で分けるのではなく、再犯性を対象にプログラムを作り、遵法精神の涵養と社会に対する責任の在り方を重点とした指導を実施する等の工夫が考えられないか。

- (2) 外部機関との処遇連携・情報の共有のためのシステムづくりが必要

矯正施設や更生保護官署においては、刑事施設の改善指導、少年院の特定生活指導及び保護観察所における薬物関係者や窃盗常習者への指導など、対象者の犯罪・非行の態様や心身の状況等に対応した指導を実施しているところである。

各機関は独立しているので指導や統一性・連続性を取ることが難しく、現在、矯正と更生保護は、その解決のための調整作業を行っている。

一方、外部機関の児童相談所・児童自立支援施設・警察サポートセンター等の関係機関との処遇連携は、まだ端緒にもついていない現状にある。

更に、精神障害や発達障害を持つ対象者については、精神保健福

社センターや市町村単位の相談機関との情報の共有が必要となる
ところ、個人情報保護法等の制約、あるいは各組織の守秘義務等の
問題があり、未だ、情報の共有には程遠い実情にある。

再犯防止等の推進に関する法律の具体的行動プランの策定の中
には、情報共有のシステム造りを導入し処遇効果を上げる必要があ
る。

○ 社会内における適切な指導及び支援

(1) 更生保護施設退会者へのフォローアップ事業の推進

刑の一部の執行猶予制度の実施の伴い保護観察がついた薬物事
犯対象者の回復指導に薬物専門職員を置いた薬物重点更生保護施
設が参加し担うことが出来る。

また、生活相談については、現在でも退会者の相談に応じており、
本格的な対応には職員体制の整備が必要であるが十分に可能であ
る。

また、本年度から更生保護施設を退所するなどして地域で生活す
る刑務所出所者等に対する支援（フォローアップ事業として生活相
談支援と薬物依存回復支援）を更生保護施設に委託する制度が予算
化された。

保護観察所の指導の外に、更生保護施設でも、一定の期間を経た
のち、対象者が通いやすい場所にある更生保護施設を指定し、薬物
からの回復プログラムや生活支援全般について寄り添い支援でき
る体制の構築が望まれる。

(2) 社会内資源の活用により処遇の多様化を図る

抜本的には刑法等の改正が必要となり、社会のコンセンサスを
得ていく必要があるが、矯正施設からの通所・通勤制度、矯正施設へ
の帰所制度など社会内での指導機会を増やし、処遇の多様化を図る
必要がある。